

いばらき宅建

No.139

2020.3.1



CONTENTS

令和2年新春の集い	2
研修会を実施いたしました	3
判例紹介	4-7
4月から民法が改正されます	
準備はお済みですか?	8
茨宅ハトマークのぼり旗	9
宅建士の資格登録簿事項の	
変更申請について	
いばらき防犯ファイル	11
法定講習会のご案内	12
新入会員	12













02年新春の

令和2年1月17日(金)、午前11時より水戸プラザホテルにおきまして、公益社団法人茨城県宅地建 物取引業協会『新春の集い』を開催いたしました。

大井川知事をはじめ、衆・参国会議員、県議会議員、市町村長、関係団体の皆様にご臨席賜り、盛大 に開催する事ができました。ご多用中にもかかわらず駆けつけて下さった皆様に心より感謝申し上げま す。この『新春の集い』を催すことによって、宅建協会の対外的認知度の一層の向上を図り、公益法人 である本会の事業活動を周知することができたかと思います。『不動産・宅建といえば、ハトマークの宅 建協会』ということをさらに普及できるよう、役員一同努めて参る所存です。



張替武敏 宅建協会会長



大井川和彦 茨城県知事



森田悦男 茨城県議会議長



葉梨康弘 衆議院議員



田所嘉徳 衆議院議員



石川昭政 衆議院議員



神田裕 衆議院議員



上月良祐 参議院議員



五十嵐立青 つくば市長

研修会を実施いたしました



平成 31 年度第 2 回法定研修会

会場:鹿嶋(1/27)、結城(2/3)、水戸(2/10)、つくば(2/25)



「不動産広告事例」「民法改正(債権法関係)に対応した全宅連版売買契約書・ 建物賃貸借契約書の解説 |



寒さ厳しい中、県内4会場にて第2回法定研修 会を実施いたしました。

今回の研修会は、4月に迫る民法改正を見据え た、業務に直結したテーマを取り扱い、参加者の 皆様もいつも以上に真剣に耳を傾けられていまし た。

平成 31 年度不動産賃貸管理業務セミナー 会場:つくば(2/13)



「賃貸管理に係わるトラブル事例 | 「賃貸不動産における事故事例並びに保険支 払い事例 | 「外国人賃貸のトラブル事例と対応方法 |



(一社) 全国賃貸不動産管理業協会会員をはじ め宅建協会会員の皆様に参加いただき、近年多発 する賃貸に関するトラブルなどのテーマで研修会 を実施いたしました。この日の参加者は164名 で、重要度の高い研修会であったことが窺えます。

全宅管理への入会案内につきましては、どうぞ 宅建協会本部までご連絡ください。

新規免許取得者研修会

会場:つくば(2/14)、水戸(2/21)



「宅地建物取引業の運営について | 「不動産広告について | 「保証協会について」「宅地建物取引業と人権について」



宅建業免許を取得されて5年以内の会員の皆様 を対象に、新規免許取得者研修会を実施いたしま した。研修会終了後には、受講修了証をお渡しし ました。研修会の充実ぶりは宅建協会の魅力の一 つです。この研修会をきっかけに、ぜひ各種研修 会を受講いただき、業務にお役立ていただければ 幸いです。





一公序良俗違反による契約無効一

高齢者が自宅マンションを著しく 低額で売却させられたとして、 売買の無効が認められた事例

高齢者が、所有している自宅マンションを、被る不利益を十分に理解していないことに乗じて著し く低廉な価格で売却させられたことは、公序良俗に反し無効であるとして、買主に対し、所有権移転 登記の抹消と弁護士費用及び慰謝料を求めた事案において、所有権移転登記の抹消と弁護士費用一部 の支払が認められた事例

-東京地裁平成30年5月25日判決一部認容 ウエストロー・ジャパン

1 事案の概要

平成28年9月、売主X(原告 82歳)は、買主Y(被告 個人)にX所有マンション(本件不動産)を売却し、Yから売買代金350万円を受領した。Xは、受領した350万円から、司法書士に登記手続費用として31万円余を支払い、Yは、同日、本件不動産について、所有権移転登記を具備した。

XとYは、本件売買に伴い、YがXに対し、 平成28年10月から1か月間、賃料月額22万円 余で本件不動産を賃貸する旨の契約書を作成し た。

Yは、平成28年10月、本件不動産に関して、Xを相手方として、本件売買の成立を前提とする訴え提起前の和解手続(即決和解)の申立てをしたが、Xの代理人は、同年11月、本件和解日に出頭し、和解はできないことを伝え、同手続は終了した。また、Yは平成28年11月、Xが居住する本件不動産を訪問し、立退料30万円の支払を提案して同不動産の明渡しを求めた。

Xは、Yを債務者とする本件不動産について処分禁止の仮処分を申し立て、平成28年11月、処分禁止の仮処分の決定がされた。

Xは、Yに対し、平成29年3月、本件売買が Yの詐欺によるものであったとして、取消を求め て提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次の通り判示し、XのYに対する請求を一部認容した。

(本件売買の公序良俗違反の有無)

本件不動産は、築30年以上であったこと、平成28年度の固定資産税評価額は1211万円余であること、リフォーム工事は615万円程度かかること、本マンションの他の同条件の部屋のリフォーム後の取引価格はおおむね2000万円を超えていることが認められる。そうすると、固定資産税評価額の3割、取引想定価格の2割にも満たない本件売買価格の350万円は著しく低廉であり、買主が負担するのが一般的である登記手続費用31万円余をXが負担していることも併せ考えると、本件売買は著しく低廉な価格での取引といわざるをえない。

Xは、売買締結当時82歳で、本件不動産に一人で居住しており、締結後にYから本件不動産の

明渡しを求められてもこれに応じず、むしろ、締結後間もなく処分禁止の仮処分を申し立てたのであるから、新しい住居を確保していなかったものと推測される。また、本件売買価格が著しく低廉であるのに対し、売買締結時に作成した賃貸借契約書に定められた月額賃料22万円余(管理費込)は高額であり、Xにとって著しく不利益で不合理なものというべきである。そして、以上のような事情に、Xが本物件を売却する動機がまったく見当たらないことも考慮すると、Xは、本件売買により被る不利益を十分に理解しておらず、Yも、Xが本件売買について十分に理解しているかどうかの確認をすることなく漫然と本件売買を締結したものと認めるのが相当である。

以上によれば、本件売買は、Xにとっては損失の非常に大きい内容のものであり、Yは、当時82歳と高齢で理解力が低下していた可能性のあるXに対して、暴利を得ようとしたものというほかはない。したがって、本件売買は、公序良俗に反して無効である。

(不法行為の成否)

本件売買を締結させた上、Xにとって極めて不合理な内容の賃貸借契約書を作成させたYの行為は、Xの本件不動産という財産権を違法に侵害する不法行為に該当するものと認められる。

(損害)

Xは、本件不動産を違法に奪われたことにより精神的損害を被ったとして慰謝料200万円の賠償を求めているが、かかる精神的苦痛は、登記が抹消されて本件不動産の所有権が保全されることにより慰謝し得る性質のものであり、Xが現実に本件不動産の明渡しを余儀なくされるまでには至らなかったことも考慮すれば、慰謝すべき程度の精神的損害が生じたとまでは認められない。

他方、X は、本件不動産の登記名義を回復する ため、弁護士に委任して仮処分の申立てや訴訟追 行を余儀なくされたことにより弁護士費用相当額の損害を被ったと認められるところ、本件の弁護士費用相当額としては、50万円がYの不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

このため、Xの請求は、本件不動産についての 所有権移転登記の抹消手続及び50万円を認容し、 その余は理由がないから棄却する。

3 まとめ

我が国の65歳以上の人口は増加傾向にあり、2018年10月1日において、人口に占める割合は28.1%に達し、WHOが「超高齢社会」として定義する21%を超えている。

このような状況の中、高齢者の不動産売却をめ ぐるトラブルは除々に増えてきており、本件のよ うに判断能力の低下に乗じて、著しく低額で売却 させられたケースも多く見受けられ、本件のよう な悪質なものは、意思能力の欠如、錯誤、公序良 俗違反などを理由として、売買は無効と判示され ている。

高齢者においては、不動産を売却する場合、売 買価格等について特段の注意を払うとともに、宅 建業者が購入もしくは仲介する場合、十分な説明 や意思能力の確認に努めることが不可欠である。

(調査研究部調査役)







一事業用物件の原状回復義務一

契約書では明確でない居抜き物件 の原状回復義務について、証拠等 によりその範囲が判断された事例

事務所を改装した店舗を、居抜きの状態で賃借した借主の原状回復義務の範囲について、スケルトン状態までか、あるいは事務所の状態までかが争いになった事案において、証拠等により、貸主は、借主が退去の際には事務所の状態に復することを条件に、前借主から借主への居抜きによる賃借権の譲渡を承諾したものとして、借主に事務所仕様の内装までの原状回復義務を認めた事例

-東京地裁平成30年8月8日判決一部認容 ウエストロー・ジャパン

1 事案の概要

Xは、個室付きのリラクゼーションクラブを営むため、平成15年10月、9階建てビルの5階(本件貸室)をYより借り受け、916万円の保証金を差し入れた。

本件貸室は、元々事務所仕様であったところ、 X が賃借する前の賃借人が漫画喫茶を営むために 内装工事を施し、X はその内装設備を居抜きで借 り受けたものであった。

XとYの賃貸借契約書の原状回復義務に関する本件条項は、次のように定められていた。

「本件貸室を返還する場合、X は自己の負担で施した内装、設備を撤去して本件貸室を原状に復し、X 所有の一切の物品を建物外に般出しなければならない」

平成27年4月、XはYに解約通知書を交付して同年10月に本件賃貸借契約は終了した。

Xは、本件貸室を明け渡すに当たり、本件店舗の内装が特殊なものであったため、Yの指示により、店舗の内装設備を撤去してスケルトン状態にする工事を行った。

本件貸室の明渡し確認後、Yは、元々の事務所 仕様の内装等に復する工事を行い、Xに対し、保 証金精算書を送付して、本件保証金 916 万円から 約定の解約料 169 万円余及び上記工事費用 600 万 円余を充当し、その残額 146 万円余のみ返還する 旨を通知した。

しかし、X は、Y が差し引いた工事費用は X が 負担すべき原状回復義務の範囲を超えるもので許 されないなどとして、Y に対して保証金から約定 の解約料のみを控除した 746 万円余の支払いを求 めて提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を一部認容した。

(原状回復義務の範囲)

本件貸室は、元々、事務所仕様の内装等が施され、事務所として賃貸されていたが、Xが賃借する前の賃借人が本件貸室で漫画喫茶を営むためにYから本件貸室を賃借した際、その返還時にはこれを事務所仕様の内装等に復することを条件に、個室を設置するなどの内装設備を施し、当該店舗を営んでいたものと認められる。

また、その後、Xが、個室付きのリラクゼーショ

ンクラブを営むため、前賃借入から上記店舗の内装設備を引き継いで本件貸室の賃借権を譲り受けた際、Yは、新賃借人のXにおいて本件貸室の返還時には当該店舗の内装設備を撤去した上で事務所仕様の内装等に復することを条件として、居抜きによる賃借権の譲渡を承諾した上で、改めてXとの間で本件賃貸借を締結したものと認められる。

このことから、Xは、本来、本件賃貸借の終了時には、原状回復義務として、上記店舗の内装設備を撤去するにとどまらず、本件貸室を事務所仕様の内装等に復した上で返還すべき義務があるというべきであり、本件条項において、「Xが自己の負担で自ら施設した内装設備を撤去して本件貸室を原状に復しなければならない」と規定しているのは、こうした趣旨によるものと解するのが相当である。

Xは、Yとの間で本件貸室の原状回復工事の内容について打ち合わせを重ねた結果、Xにおいて店舗の内装設備を撤去して本件貸室をスケルトンの状態で明け渡すことをもって、原状回復義務の履行とすることを合意したと主張するが、証拠及び、弁論の全趣旨によれば、事務所仕様の内装等に復する工事については当初から本件保証金の範囲でY自ら行うことを前提として、Xに対しスケルトンの状態として明け渡すよう要請していたものとみられ、事務所仕様の内装等に復する義務まで免除する意思があったものと認めることはできず、当事者間で、本来Xが負担していた原状回復義務の範囲を変更する合意が成立したということはできない。

以上によれば、Xは、本件賃貸借の終了に基づく原状回復義務として、本件貸室について、店舗部分の内装設備を撤去するのみならず、Yが本件前賃借人に賃貸した時点の原状である事務所仕様の内装等に復する義務を負っていたものと解するのが相当である。

(原状回復費用相当額)

本件貸室の原状回復として、Xにおいてスケルトン工事を実施した後、Yが他の業者に事務所仕様の内装等の工事を実施させた場合の工事費用の相当額については、当裁判所において、一級建築士の鑑定人により鑑定を実施した結果、459万円余と評価されている。

もっとも、本件貸室を事務所仕様の内装等に復するために室内全体を完全にスケルトンの状態とする必要まではなかったと認められ、その費用負担は、本来要する原状回復費用と比べて過大なものとなるから、かかる過分の費用を50万円と認め、これを控除する。

(結論)

以上によれば、Yは、本件保証金916万円について、Xに対し、同額から約定の解約料169万円余及び上記原状回復費用相当額409万円余を控除した残額336万円余の限度で返還すべき義務を負う。

3 まとめ

本件は、居抜き物件における原状回復義務について、賃貸借契約書には「内装、設備を撤去して本件貸室を原状に復し」とだけ記載されていたため、復すべき「原状」の内容を巡って紛争となった事案である。

本判決では、賃貸借契約を巡る経緯等を踏まえ、 借主には事務所仕様の内装等に復する義務がある と認定しているが、紛争予防の観点からは、契約 の段階で回復する原状について具体的に合意し、 文書の形で残しておくことが重要である。

(調査研究部主任調整役)



民法の債権関係の規定については、明治29年の制定以来、実質的な見直しがほとんど行われて きませんでしたが、約120年ぶりに改正がされ、令和2年4月1日から施行されることになりま した。

民法(債権法)という基本法の改正であることから、全宅連では、売買契約書及び賃貸借契約書 の書式について見直しを行いました。

◆改正民法対応の契約書書式

改正民法対応版の全宅連の書式は、 全宅連ホームページ「各種書式ダウン ロードーからダウンロードできます。

※改正民法の規定は、令和2年4月1日以降に締結さ れた契約に適用され、改正民法施行前である令和2 年3月31日以前に締結された契約については現行 法が適用されます。



Web 開催

https://www.zentaku.or.jp/training/seminar/seminar2019/

不動産取引業務に影響のある法律改正などを詳しく解説!!



「民法(債権法)改正にともなう不動産取引実務上の留意点」

第1編 民法(債権法)改正のポイント

講師:弁護士 柴田龍太郎氏(深沢綜合法律事務所)

第2編 改正民法に対応した全宅連版売買契約書の解説

講師: 弁護士 柴田龍太郎 氏 (深沢綜合法律事務所)

第3編 改正民法に対応した全宅連版賃貸借契約書の解説

講師: 弁護士 佐藤貴美 氏(佐藤貴美法律事務所)

全宅連では、民法改正に備えまして 「民法(債権法)改正| に関する講義 動画の配信を行っております。宅建協 会会員(従事者)であれば、無料で視 聴でき、パソコンからはもちろん、ス マートフォンからの視聴も可能です。



ハトサポの登録はお済みですか?

※改正民法対応版書式並びに講義動画の閲覧には、ハトサポへのログ イン (書式のダウンロード時のログインと同一) が必要となります。

ハトサポへの登録がまだお済みでない方は、この機会にどうぞご登録ください。 また、ハトサポの ID・パスワードをお忘れの方は、宅建協会本部までご連絡ください。



\ハトマークのぼり旗で集客アップ!/

芡宅ハトマークのぼり旗 🕻



お待たせいたしました!協会で作成し、大好評をいただいた茨宅ハト マークのぼり旗、ついに発売が決定しました!

以前まで一会員様につき1枚のみの配布としておりましたところ、 『もっとのぼり旗を掲示したい!』『色が褪せたので新しいのぼり旗にし たい!』と多くのご要望をいただきました。

会員様の声にお応えしまして、この度茨宅ハトマークのぼり旗を販売 いたします!

街の中で、事務所の前で、風にはためく茨宅ハトマークのぼり旗! あなたの事務所でも茨宅ハトマークのぼり旗を掲示しませんか?皆様 のご注文をお待ちしております。

【仕様】H1800 × W600 特色 4 色印刷 ヒートカット ポンジ生地 L 巻加工

以前ののぼり旗より、ほつれに強いのぼり旗になりました!

のぼり旗	ご注文書	FAX 送信先 029	-224-5870		
ご注文数		価格	合計金額		
茨宅ハトマーク のぼり旗 枚		330円 (税込) /1枚	円		

※「ポール」および「スタンド」は付属しません。別途、お近くのホームセンター等でお買い求めください。

ご注文日	令和		年 ,	月	
商号または名称					
ご担当者様名		様	所属支部		支部
電話番号		_		_	

★ご注文方法★

- ①上の注文書にご記入の上、宅建協会本部へ FAX してください。
- ②のぼり旗のお渡しの準備が出来ましたら、**支部事務局よりご連絡いたし** ます。
- ③代金をお持ちになり、支部事務局へお越しください。

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会

茨城県水戸市金町 3-1-3 茨城県不動産会館 TEL:029-225-5300 FAX:029-224-5870

^{※「}のぼり旗」の注文に際して取得する個人情報は、物品の受注に関する目的を達成するために利用させていただ きます。同意なくして他の目的に利用することはありません。

宅建士の資格登録簿事項の変更申請について

宅地建物取引士は、登録事項(氏名、住所、本籍、従事先)に変更が生じた場合は、 登録している都道府県へ遅滞なく変更登録申請をしなければなりません(宅地 建物取引業法第20条)。必要な書類は下記の通りです。



	変更事項	必要書類	添付書類	その他必要なもの	
氏名		①宅地建物取引士資格 登録簿変更登録申請書	③戸籍抄本	④お持ちの宅建士証*1 ⑤返信用封筒(宛先自宅) ⑥カラー写真	
		②宅地建物取引士証 書換え交付申請書	(発行日から3ヶ月以内)	●ガラー ラ真 (3cm × 2.4cm) 1枚 ⑦ 404円分の切手	
住所		①宅地建物取引士資格 登録簿変更登録申請書	③住民票抄本 (発行日から3ヶ月以内)	④お持ちの宅建士証*²⑤返信用封筒(宛先自宅)	
		②宅地建物取引士証 書換え交付申請書	◆住居表示変更の場合に は、役所発行の証明書	⑥ 404 円分の切手	
本籍		①宅地建物取引士資格 登録簿変更登録申請書	②戸籍抄本 (発行日から3ヶ月以内)		
勤務先	入社 出向 合併	①宅地建物取引士資格	②入社(出向、合併)先 業者発行の 従業者証明書のコピー ^(宅建業法第 48 条)		
	退社**3 廃業 商号変更 免許換え	登録簿変更登録申請書	なし		

- ※1業務で宅建士証を使用されている方は、協会までご相談ください。
- ※2宅建士証は協会に到着した当日または翌日には必ずご返送いたします。
- ※3退社日等は業者との認識に齟齬のないようにしてください。 勤務先の情報(商号変更や免許換え)は、業者からの届出によって自動的に変更されることはありません。

上記 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 及び 宅地建物取引士証書換え交付申請書 は、宅建協会ホームページからダウンロードできます。また、協会から郵送・FAX での送信も行っ ておりますので、必要な場合はご連絡ください。

変更書類の提出先はこちら T 310-0066

水戸市金町 3-1-3 茨城県不動産会館 (公社) 茨城県宅地建物取引業協会

電話番号 029-225-5300 http://i-takken.or.jp/

茨城宅建

Q検索



郵送・ご持参どち らも受け付けてお ります。 ご不明な点等ござ いましたら、宅建 協会へお気軽にご 相談ください。



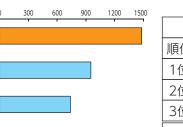
いばらき防犯ファイル

No.3

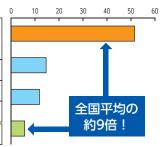
令和元年 12 月末の自動車盗難事件認知状況 認知件数 1,482 件 (前年比 - 9 件)

● 全国順位

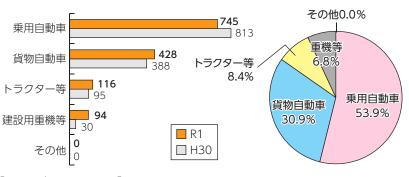
			. (J			
	認知件数						
順位	順位都道府県						
1位		1 402					
I 1 <u>1//</u>	茨城	1,482					
2位	大阪	952					
3位	千葉	738					
			ı	l			



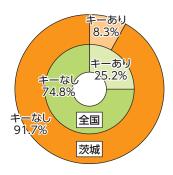




■ 車種別発生状況 (既遂 1,383件の内訳)



キーの状態



【被害が多い自動車】

- ・乗用車:プリウス、ランドクルーザー、ヴェゼル、レクサス LS、クラウン、アルファード 等
- ・貨物車:ハイエース、エルフ、キャンター、レンジャー、フォワード、ファイター等
- ・トラクター、油圧ショベルなどの特殊車両の被害も目立っています。

※被害車両の約9割が車内にキーが無い状態(施錠中含む。)で被害に遭っています。

防犯メモ



- ☆ 保管場所に、防犯カメラや音や光を発する盗難防止装置等を設置 しましょう。
- ☆ 駐車場に扉が有る場合は、夜間は、必ず扉を閉め鍵をかけましょう。 ※南京錠が破壊される事案も発生しています。頑丈な鍵を複数使 用するなどの対策を行いましょう。
- ☆ 車両への盗難防止装置 (警報器・バー式ハンドルロック等)の設置 や、GPS装置等、複数の防犯対策を行いましょう。

※イモビライザ搭載車も多数被害に遭っています。

ドアロックだけでは愛車を守れません!



万全な防犯対策で

被害を未然に防ぎましょう





法定講習会のご案内

当協会では茨城県知事の指定のもと、年間 12 回水戸会場とつくば会場で、**宅建士証交付**のための法定講習会を実施しております。(研修会と混同されませんよう、ご注意下さい。)

令和2年度(2020年度)法定講習会スケジュール

講習日	会場	講習日	会場
4月 9日(木)	つくば会場:ホテルグランド東雲	10月 8日(木)	つくば会場: ホテルグランド東雲
5月14日(木)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸	11月11日(水)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸
6月11日(木)	つくば会場:ホテルグランド東雲	12月 9日(水)	つくば会場: ホテルグランド東雲
7月17日(金)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸	令和3年1月14日(木)	水戸会場: ホテルレイクビュー水戸
8月21日(金)	つくば会場:ホテルグランド東雲	2月10日(水)	つくば会場: ホテルグランド東雲
9月25日(金)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸	3月19日(金)	水戸会場: ホテルレイクビュー水戸

[※]受講対象者の宅建士の方には、受講できる講習会月の4ヵ月前に登録されているご住所に講習会受講申込書類をお送りいたします。

新入会員紹介

 $(R1.7.1 \sim R2.1.31)$

所属支部	種類	免記	午番号	免許 年月日	商号又は名称	代表者	5氏名	専任の	宅建士	〒 所在地	電話	FAX
	知	(1)	7299	R1.6.6	Ne Plus(株)	高梨	博行	石川	義忠	310-0026 水戸市泉町 2-3-30オダギビル4階	029-284-1151	029-284-1152
水声	知	(1)	7316	R1.9.10	㈱ときわ不動産管理	沢畑	克順	沢畑	克順	310-0836 水戸市元吉田町849-1第2川上ビル2-D	029-350-3223	029-306-6500
戸	知	(1)	7315	R1.9.4	㈱ファミリー不動産	鬼沢	裕也	鬼沢	裕也	312-0052 ひたちなか市東石川2-6-19	029-219-8200	029-219-8201
	知	(1)	7324	R2.1.6	雨川開発工業㈱	雨川	晃	雨川	勤	312-0011 ひたちなか市中根4819-9	029-272-6004	029-272-8448
	知	(1)	7303	R1.6.20	㈱スタイルプランニング	延川	修	延川	修	305-0817 つくば市研究学園 2-2-3	029-875-9651	029-875-9652
土浦	知	(1)	7288	R1.5.9	(有)平林	平林日	由美子	和田	成子	300-1252 つくば市高見原1-1-11	029-874-8881	029-874-8884
· ¬	知	(1)	7074	H28.2.24	アプロム㈱ KEIAI土浦48店	倉持	和彰	倉持喜	喜惠子	300-0834 土浦市小岩田東1-4-26	029-824-7755	029-824-7756
くば	知	(1)	7317	R1.9.20	㈱エダカワ	枝川	昌和	枝川	良昌	300-0048 土浦市田中2-15-28	029-835-3620	029-835-3721
	知	(1)	7319	R1.11.28	㈱N&Ms	井上	徳明	井上	徳明	305-0042 つくば市下広岡1055-770	090-2545-2639	029-875-7173
	知	(1)	7283	H31.4.19	㈱ジェック	吉田	幸夫	高野	実	300-2505 常総市中妻町602-8	0297-30-9250	0297-30-9251
	知	(1)	7308	R1.7.30	やまこ公産侑)	長岡	德樹	榊原	弘子	300-2504 常総市沖新田町603	0297-22-2331	0297-23-2058
県南	知	(1)	7318	R1.10.29	㈱ウェルハウジング	中嶋	德夫	新井	奈月	302-0127 守谷市松ケ丘 3-20-1	0297-38-8555	0297-38-8556
	知	(8)	4000	H29.8.26	川口土地㈱ 守谷店	蔵	利洋	蔵	利洋	302-0110 守谷市百合ケ丘 2-4800-2	0297-46-3932	0297-46-3960
	知	(1)	7323	R1.12.25	㈱レステコ	沖村	鋼郎	沖村	鋼郎	303-0023 常総市水海道宝町 2705 1階	0297-21-9577	0297-21-9587
	知	(1)	7290	R1.5.14	東洋補償鑑定㈱	岩﨑	晴男	岩﨑	晴男	308-0803 筑西市直井1161-4	0296-25-3030	0296-24-1764
県西	知	(1)	7302	R1.6.20	㈱東陽ハウジング	杉山	武裕	望月ま	5ゆみ	308-0811 筑西市茂田1182-1	0296-25-6068	0296-25-6078
	知	(1)	7311	R1.7.30	㈱IKE	岩渕	知子	桜井	操	309-1115 筑西市蓮沼 43-3	0296-57-9661	029-886-3276
鹿行	大	(3)	7449	H29.3.16	㈱パパまるハウス 神栖支店	宮本	行雄	浅野	梨乃	314-0142 神栖市深芝南 1-15-1	0299-94-8880	0299-94-8803
県	知	(1)	7300	R1.6.17	丸光建設㈱	鯨岡	剛志	中丸	秀利	316-0036 日立市鮎川町 2-1-38	0294-33-3198	0294-33-3135
県 北	大	(3)	7449	H29.3.16	㈱パパまるハウス 日立店	宮本	行雄	篠原	正英	316-0035 日立市国分町 2-7-1 日立ハウジングステーション内	0294-29-7880	0294-29-7881
古	知	(1)	7313	R1.8.21	㈱オークヴィルホームズ	並木	哲夫	中里	重信	306-0233 古河市西牛谷1638	0280-23-2882	0280-30-5080
古河・岩井	大	(1)	8822	H27.6.30	(株)ファイブイズホーム 古河店	細井	保雄	山根	昭二	306-0235 古河市下辺見 2706	0280-33-3315	0280-33-3350
并	大	(4)	6857	H31.4.21	タマホーム(株) 古河支店	玉木	康裕	鈴木	孝夫	306-0012 古河市旭町1-18-35 古河住宅公園内	0280-30-1267	0280-33-2060
石岡	知	(1)	7306	R1.7.5	㈱テルミン	田上	輝昭	田上	輝昭	315-0155 石岡市小幡 833-1	0299-57-6151	0299-57-6153

新規免許取得者研修会へのご出席をお願いいたします。

いばらき宅建 No.139 2020.3.1

http://www.i-takken.or.jp 1月31日現在会員数:1,776名

- ■発行所/公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会・公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会茨城本部
- ■住 所/〒 310-0066 茨城県水戸市金町 3-1-3 茨城県不動産会館 TEL / 029-225-5300
- ■発行者/情報提供委員会